

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◆ 外貨預金の課税関係

Q：私は、次のような条件で5万ドルの外貨預金をしました。この場合の課税関係はどうなりますか。

- ①預入期間・6カ月 ②表面利率・年8%
③預入時相場・1ドル=108円
④先物予約レート・1ドル=120円

A：利子所得部分、為替差益部分とも15%（地方税5%）の源泉分離課税とされます。

【解説】

外貨預金の収益は、利子所得と元本分の為替差損益の合計額となり、これに対する課税関係は、ご質問の場合、次のようになります。

(1)利子所得部分

①利息 $50,000 \text{ドル} \times 8\% \times 6/12 \times 120 \text{円}$
=240,000円

②利子所得に対する源泉徴収

所得税 $240,000 \text{円} \times 15\% = 36,000 \text{円}$

地方税 $240,000 \text{円} \times 5\% = 12,000 \text{円}$

外貨預金は非課税貯蓄の対象ではないため、その利子はすべて15%（ほかに地方税5%）の税率による源泉分離課税とされます。

(2)為替差益部分

①為替差益 $600 \text{万円} - 540 \text{万円} = 60 \text{万円}$

②為替差益に対する源泉徴収

所得税 $600,000 \text{円} \times 15\% = 90,000 \text{円}$

地方税 $600,000 \text{円} \times 5\% = 30,000 \text{円}$

為替差益部分は、所得税法上雑所得とされていますが、元本及び利子をあらかじめ約定された率により本邦通貨に換算して支払うこととされている為替差益については、利子課税と同様に源泉分離課税とされます。

